

二次輪番病院運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市夜間急病センターおよび救急患者の搬送機関との円滑な連携体制の下に、二次病院が輪番により休日または夜間における入院治療を必要とする重症救急患者に対する医療の確保を図る事業（病院群輪番制事業）（以下「補助事業」という。）に対する補助金の交付について、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助対象経費は、函館市医師会が定める医療機関により実施される補助事業に要する経費のうち、補助事業を実施する二次輪番病院の運営に必要な次に掲げる経費とする。

- (1) 常勤職員給与費
- (2) 非常勤職員給与費
- (3) 法定福利費等

(交付額の算定方法)

第3条 補助金の交付額は、次により算出された額とする。

- (1) 診療科1科あたり 単価21,200円×診療実施日数
- (2) 小児科については、前号に定める補助基準額と北海道が定める小児救急医療支援事業費補助金交付要綱に基づく補助基準額を比較し、高い方の額をもって補助基準額とする。

2 補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

3 補助金交付の対象となる事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金の交付申請等)

第4条 補助金の交付事務については、規則の定めるところによる。

2 前項の規定により補助金の交付の申請をする場合には、診療体制報告書（別紙1）を添付しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第5条 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止しようとする場

合においては速やかに市長の承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延)

第6条 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、市長が必要と認めるときは、補助事業等の遂行の状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 実績報告は、規則の定めるところによる。

2 前項に定める実績報告書を提出する際には、実施日数報告書(別紙2)を添付しなければならない。

(補助金の支出)

第9条 補助金の支出は、四半期ごとに行うこととし、7月、10月、1月、3月に概算払とする。

2 当番日患者数報告書(別紙3)については、四半期ごとに提出を行うものとし、当該報告書中の診療報酬点数については、実施日の診療報酬算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。)別表第一医科診療報酬点数表を参照するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和 5 年 2 月 6 日から施行し，令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

診療体制報告書

病院名 _____

1 病床数 (_____ 年4月1日現在)

許可病床数	床	内救急専用(優先)病床数	床
-------	---	--------------	---

2 職員数 (_____ 年4月1日現在)

医師	人	検査技師	人
薬剤師	人	看護師	人
放射線技師	人	事務その他	人
		合計	人

3 当番日の診療体制

	常勤職員	非常勤職員	合計
医師	人 (内オンコール 人)	人 (内オンコール 人)	人 (内オンコール 人)
薬剤師	人 (内オンコール 人)	人 (内オンコール 人)	人 (内オンコール 人)
放射線技師	人 (内オンコール 人)	人 (内オンコール 人)	人 (内オンコール 人)
検査技師	人 (内オンコール 人)	人 (内オンコール 人)	人 (内オンコール 人)
看護師	人 (内オンコール 人)	人 (内オンコール 人)	人 (内オンコール 人)
事務その他	人 (内オンコール 人)	人 (内オンコール 人)	人 (内オンコール 人)
合計	人 (内オンコール 人)	人 (内オンコール 人)	人 (内オンコール 人)

当 番 日 患 者 数 報 告 書

実施日： 年 月 日 ()

病院名 _____

1 診療科目別患者数

区分		合計	内科	内科(循環器)	小児科	外科	外科(脳神経)	整形外科	その他
患者延数	入院								
	帰宅								
	その他								
	計								

※内科とは、消内，呼内，神内等の内科系患者とする。

外科とは、一般外傷患者とする。

各診療科目に該当しない患者は全てその他とする。

2 取扱患者の来院方法別内訳

		ウォークイン	救急搬送	その他	合計
入院	函館市				
	北斗市				
	七飯町				
	その他				
	小計				
帰宅	函館市				
	北斗市				
	七飯町				
	その他				
	小計				
その他	函館市				
	北斗市				
	七飯町				
	その他				
	小計				
合計	函館市				
	北斗市				
	七飯町				
	その他				
	小計				

3 取扱患者の時間帯別内訳

		ウォークイン	救急搬送	その他	合計
9:00 ～ 17:00	函館市				
	北斗市				
	七飯町				
	その他				
	小計				
17:00 ～ 19:30	函館市				
	北斗市				
	七飯町				
	その他				
	小計				
19:30 ～ 0:00	函館市				
	北斗市				
	七飯町				
	その他				
	小計				
0:00 ～ 0:30	函館市				
	北斗市				
	七飯町				
	その他				
	小計				
0:30 ～ 9:00	函館市				
	北斗市				
	七飯町				
	その他				
	小計				
合計	函館市				
	北斗市				
	七飯町				
	その他				
	合計				

4 救急搬送患者受入不能件数

医師不在	件
手術中	件
専門外	件
ベッド満床	件
診療体制	件
処置困難	件
その他	件

その他に件数がある場合は、理由を記入願います。

5 小児科患者の来院，方法別内訳

区 分	初期救急医療施設から転送			そ の 他			計
	救急車	その他	計	救急車	その他	計	
入 院							
帰 宅							
その他							
合 計							

6 診療報酬にかかる患者内訳

(1) 初診料

項 目	点数	件数
初診料	時間内	
	時間外	
	休 日	
	深 夜	
	特 例	
乳幼児 初診料	時間内	
	時間外	
	休 日	
	深 夜	
	特 例	
その他		
	合 計	

(2) 再診料

項 目	点数	件数
再診料 (一般) 200床以上	時間内	
	時間外	
	休 日	
	深 夜	
	特 例	
再診料 (乳幼児) 200床以上	時間内	
	時間外	
	休 日	
	深 夜	
	特 例	
再診料 (一般) 200床未満	時間内	
	時間外	
	休 日	
	深 夜	
	特 例	
再診料 (乳幼児) 200床未満	時間内	
	時間外	
	休 日	
	深 夜	
	特 例	
再来入院 (一般)	時間外	
	休 日	
	深 夜	
	特 例	
再来入院 (乳幼児)	時間外	
	休 日	
	深 夜	
	特 例	
その他		
合 計		

※初診料と再診料の合計の合算は，1診療科目別患者数と一致する。
 ※初診料・再診料にかかる加算については除く。